

○北しりべし廃棄物処理広域連合派遣職員の身分取扱い等に関する協定書

平成 25 年 3 月 29 日締結

平成 31 年 2 月 27 日変更

余市町（以下「甲」という。）と北しりべし廃棄物処理広域連合（以下「乙」という。）とは、甲が乙の派遣の求めに応じて地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条において準用する同法第 2 5 2 条の 1 7 の規定に基づき派遣する余市町職員（以下「派遣職員」という。）の身分、給与その他の勤務条件に関し、次のとおり協定を締結する。

（身分）

第 1 条 乙は、派遣職員を乙の職員に併せて任命するものとする。

2 乙は、派遣職員の身分については、甲の同等職にある職員より不利にならないよう取り扱うものとする。

（派遣期間）

第 2 条 派遣職員の派遣期間は、平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、甲又は乙において必要があるときは、甲乙協議の上、その期間を短縮し、又は延長することができる。

（給与等）

第 3 条 派遣職員の給与及び児童手当は、甲の関係規程及び法令を適用して、甲が支給し、乙が負担する。

2 派遣職員の昇給は、甲において発令するものとする。

3 派遣職員が退職したときの退職手当は、北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和 5 7 年条例第 2 号）を適用して、甲が負担し、支給する。

（旅費）

第 4 条 派遣職員の旅費は、乙の関係規程を適用して、乙が負担し、支給する。

（勤務時間、休日等）

第 5 条 派遣職員の勤務時間、休日その他の勤務条件及び服務については、乙の関係規程を適用する。

（分限及び懲戒）

第 6 条 派遣職員の分限処分は、甲に協議の上、乙がその関係規程を適用して行う。

2 派遣職員の懲戒処分は、甲乙協議の上、甲又は乙がその関係規程を適用して行う。

（公務災害補償等）

第 7 条 派遣職員に対する公務災害補償等は、地方公務員災害補償法（昭和 4 2 年法律第 1 2 1 号）及び乙の関係規程を適用して補償する。

2 前項の場合における補償の手続は、乙からの連絡を受けて甲が行うものとし、地方公務員災害補償法に基づく事業主負担金は、甲が支払い、乙が負担する。ただし、乙の関係規程に係る補償の手続については、乙が行うものとする。

（福利厚生）

第 8 条 派遣職員は、派遣期間中においては、甲の職員が加入する北海道市町村職員共済組合及び（財）北海道市町村職員福祉協会の組合員並びに余市町職員福利厚生会の会員とする。

2 北海道市町村職員共済組合、（財）北海道市町村職員福祉協会及び北海道市町村職員退職手当組合の事業主負担金は、甲が支払い、乙が負担する。

3 乙は、甲が実施する福利厚生事業に派遣職員を積極的に参加させるよう配慮しなければならない。

（職員組合）

第 9 条 派遣職員のうち当該派遣の際自治労余市職員労働組合（以下「職員組合」という。）の組合員である職員については、派遣期間中においても、職員組合の組合員とする。ただし、派遣期間中に地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 5 2 条第 3 項に規定する管理職員等になった場合は、この限りでない。

(健康管理)

第10条 派遣職員の健康管理は、乙が行うものとする。ただし、派遣職員の健康診断その他これに類するものについては、甲が行うものとし、その結果を乙に通知するものとする。

2 前項ただし書に規定する健康診断等に係る事業主負担金は、甲が支払い、乙が負担する。

(身分等の変動に係る通知)

第11条 派遣職員の身分、健康等に変動が生じたときは、その都度、甲が乙に又は乙が甲に通知するものとする。

(費用の納付)

第12条 乙は、甲が第3条第1項の規定により支給した給与等に相当する額並びに第7条第2項、第8条第2項及び第10条第2項の規定により支払った事業主負担金に相当する額を、甲の指定する方法により、甲に納付するものとする。

(協定の効力)

第13条 この協定は、平成25年4月1日からその効力を発生する。

(疑義の決定)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年3月29日

甲 余市町長 嶋 保

乙 北しりべし廃棄物処理
広域連合長 中 松 義 治